

医療DX推進体制整備加算に関する体制について

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴う医療DX推進体制整備について、次のとおり対応を実施しております

- ①診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を行っております
- ②オンライン資格確認を行う体制を有しています
- ③オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等は、診察室等において、医師が閲覧または活用できる体制を有しています
- ④マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）に関して一定程度の実績を有しています
- ⑤電子処方箋を発行する体制を有しています
- ⑥電子カルテ共有サービスを活用できる体制について協議を行っております（令和8年5月31日までの経過措置）
- ⑦医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するために十分な情報の取得・活用して診察を行うことについて、院内の見やすい場所等に掲示しております